

新 旧 対 照 表

(注) アンダーラインを付した部分は改正部分である。

改 正 後	改 正 前
別冊 酒類の公正な取引に関する基準の取扱い 1 (省略) 2 取引基準 3 及び取引基準 4 (売上原価の算定方法) について (1) 酒類の売上原価の額は、酒類の銘柄等の製造又は仕入れごとに算定するものとし、酒類業者が取り扱う酒類全て又はビールや発泡酒といった酒類の品目ごとに合算して算定しないものとする。 (2) 酒類製造業者又は酒類卸売業者が酒類業者に支払うリベートは、酒類の売上原価の額の算定に当たり、原則として次の要件を全て満たすリベートに限り、当該酒類の仕入れに係る値引きとみなすものとする。 イ リベートに関する基準が明確に定められていること ロ 当該基準が取引の相手方に事前に示されていること (注) 「当該基準が取引の相手方に事前に示されていること」とは、当該基準の内容が取引の相手方に対して、実際の販売に先立って書面等で示される必要があるほか、当該取引の相手方を対象とするリベートについては、その全体像が示される必要がある。 ハ 対象酒類の仕入れと密接に関連するリベートであること 三 <u>リベートの支払者において取引基準 6 の販売価格の算出上、控除した値引きの額である旨が書面等により取引の相手方に伝達されていること</u> <u>(注) 「書面等により取引の相手方に伝達」とは、契約書、納品書、請求書等の書面又は電磁的記録等において、リベートの対象となる酒類の銘柄、取引年月日、数量、それぞれの酒類ごとの値引きの額及びその合計額を明示して、取引の相手方に伝達される</u>	別冊 酒類の公正な取引に関する基準の取扱い 1 (同左) 2 取引基準 3 及び取引基準 4 (売上原価の算定方法) について (1) 酒類の売上原価の額は、酒類の銘柄等の製造又は仕入れごとに算定するものとし、酒類業者が取り扱う酒類全て又はビールや発泡酒といった酒類の品目ごとに合算して算定しないものとする。 (2) 酒類製造業者又は酒類卸売業者が酒類業者に支払うリベートは、酒類の売上原価の額の算定に当たり、原則として次の要件を全て満たすリベートに限り、当該酒類の仕入れに係る値引きとみなすものとする。 イ リベートに関する基準が明確に定められていること ロ 当該基準が取引の相手方に事前に示されていること (注) 「当該基準が取引の相手方に事前に示されていること」とは、当該基準の内容が取引の相手方に対して、実際の販売に先立って書面等で示される必要があるほか、当該取引の相手方を対象とするリベートについては、その全体像が示される必要がある。 ハ 対象酒類の仕入れと密接に関連するリベートであること <u>(新設)</u>

改正後	改正前
<u>ことをいう。</u> (3) (2)に照らしてリベートのうち、次のようなものについては、酒類業者の実質的仕入価格の判断において、当該酒類の仕入に係る値引きとはみなさない。 イ 年度末等に事後的に額が判明するリベート (注) 事後的に額が判明する場合であっても、取引期間中の販売状況や過去の販売実績等から当該リベートの受取りが見込まれる場合には、当該期間中の販売に対応する額を上限に、仕入に係る値引きとみなして差し支えない。 ロ 裁量的に支払われるリベート ハ 酒類の仕入の際に添付される他の商品(食料品、仕入に係る酒類以外の酒類等) ニ 広告費や販売活動の補助として支払われるチラシ協賛金、出店協賛金等 ホ 取引の一方の当事者の認識がないまま取引の当事者以外の者から他方の当事者に支払われるもの 3 取引基準5（費用配賦の方法）について (1) 酒類事業と他の事業に共通する費用の配賦に係る「当該酒類業者が選択した合理的な配賦方法」とは、各事業ごとの売上高比、仕入高比、売場面積比、作業従事時間数比など、酒類業者が事業の実情に即した合理的な理由に基づく配賦方法を用いていると認められる場合における当該配賦方法をいい、「<u>その算出根拠が明らかにされている場合</u>」とは、客観的な資料に基づき、当該配賦方法の選択の合理性の具体的な根拠が示され、かつ、<u>計算過程が明らかにされている場合をいう。</u> <u>なお、取引基準4に照らして、仕入に係る値引きとみなすことができないリベートについては、酒類の販売に係る販売費及び一般管理費からも控除できないことに留意する。</u> <u>また、当該酒類業者が通常用いる会計処理の方法と異なる方法による場合であっても、その理由に合理性がある場合には、その配賦方法を用いることとして差し支えない(2)において同じ。)</u>	(3) (2)に照らしてリベートのうち、次のようなものについては、酒類業者の実質的仕入価格の判断において、当該酒類の仕入に係る値引きとはみなさない。 イ 年度末等に事後的に額が判明するリベート (注) 事後的に額が判明する場合であっても、取引期間中の販売状況や過去の販売実績等から当該リベートの受取りが見込まれる場合には、当該期間中の販売に対応する額を上限に、仕入に係る値引きとみなして差し支えない。 ロ 裁量的に支払われるリベート ハ 酒類の仕入の際に添付される他の商品(食料品、仕入に係る酒類以外の酒類等) ニ 広告費や販売活動の補助として支払われるチラシ協賛金、出店協賛金等 ホ 取引の一方の当事者の認識がないまま取引の当事者以外の者から他方の当事者に支払われるもの 3 取引基準5（費用配賦の方法）について (1) 酒類事業と他の事業に共通する費用の配賦に係る「当該酒類業者が選択した合理的な配賦方法」とは、各事業ごとの売上高比、仕入高比、売場面積比、作業従事時間数比など、酒類業者が事業の実情に即した合理的な理由に基づく配賦方法を用いていると認められる場合における当該配賦方法をいう。 <u>なお、当該酒類業者が通常用いる会計処理の方法と異なる方法による場合であっても、その理由に合理性がある場合には、その配賦方法を用いることとして差し支えない(2)において同じ。)</u>

改正後	改正前
(2) 複数の酒類の銘柄等に共通する費用（これらの酒類に係る広告宣伝費、倉庫費、センターフィー、運送費や本社部門の人件費や通信費など）である販売費及び一般管理費等については、酒類の銘柄等ごとの売上高比や仕入高比、売場面積比、作業従事時間数比など、酒類業者が事業の実情に即した合理的な理由に基づく配賦方法により配賦を行った上で、それぞれの酒類の総販売原価を算定する。 <u>なお、当該酒類業者が事業の実情に即した合理的な理由に基づく配賦方法により配賦を行っていると認められない場合又は(1)の「その算出根拠が明らかにされている場合」に該当しない場合には、売上高比により配賦を行う。</u> (3) （省略） 4～8 （省略）	(2) 複数の酒類の銘柄等に共通する費用（これらの酒類に係る広告宣伝費、倉庫費、センターフィー、運送費や本社部門の人件費や通信費など）である販売費及び一般管理費等については、酒類の銘柄等ごとの売上高比や仕入高比、売場面積比、作業従事時間数比など、酒類業者が事業の実情に即した合理的な理由に基づく配賦方法により配賦を行った上で、それぞれの酒類の総販売原価を算定する。 (3) （同左） 4～8 （同左）